

## 「逗子市子ども・子育て会議」及び「逗子市子ども・子育て支援事業計画」の概要

## ○逗子市子ども・子育て会議の位置付けについて

◇逗子市子ども・子育て会議は「子ども・子育て支援法」第 77 条の規定に基づき、逗子市子ども・子育て会議条例により設置された本市の附属機関です。

## ○審議内容

- (1) 逗子市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

## ○「逗子市子ども・子育て支援事業計画」とは

◇子ども・子育て支援事業計画は、全国の市町村に策定が義務付けられた、計画期間を 5 年間とする法定計画です。保育所等の待機児童の解消を大きな柱としつつ、①幼児教育と保育の質の向上、②総合的な子ども・子育て支援の充実を図る事を大きな目的としています。基本理念は、「誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子」としています。

第 1 期計画の計画期間は、平成 27 年度から令和元年度までとなっており、本年度は次期計画改定のための検討を行います。

## ※子ども・子育て支援事業計画の概要

- ・平成 25 年度に、逗子市では小学校就学前の全世帯にニーズ調査を行い、各事業のニーズ量を推計して計画を策定しています。
- ・幼児教育と保育の量の確保(保育所等の待機児童対策を柱として)は、幼児教育へのニーズは既存幼稚園により、保育所等のニーズは「認可保育所の 1 園新設」、「小規模保育事業(A 型)の数箇所新設」、「幼稚園型認定こども園定員 60 名分」により対策を講じることとしています。待機児童の大半を占める 0 歳から 2 歳への対応としては、「小規模保育事業(A 型)の数箇所新設」が柱となっています。
- ・その他、国庫補助の 13 事業を中心に市単独事業等も加えて、「子ども・子育て支援」を総合的に行うべく目標量等を定めて、計画的に事業を実施していきます。
- ・平成 30 年度に次期計画改定に向けて、小学校就学前の乳幼児のいる世帯及び公立小学校の 1 年生から 4 年生の児童のいる世帯を対象にニーズ調査を行いました。

◇計画内容としては、①子ども・子育て支援法第66条の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を核として、②次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「逗子市次世代育成支援行動計画」、③厚生労働省が定める「健やか親子21」計画に基づく「逗子市母子保健計画」を包含しています。

※ 次世代育成支援行動計画とは

- ・内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が定める「行動計画策定指針」を踏まえ、市に策定の努力義務のある法定計画です。
- ・指針では、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、経済面の支援と保育サービス等の基盤整備とのバランスのとれた総合的な子育て支援を推進する一環として、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための働き方の改革、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現等を目的に、関係省庁が協調して取り組む行動計画です。
- ・近年では、「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援」、「出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決」の必要性や、「子ども・子育て支援新制度」と「ワーク・ライフ・バランス」を車の両輪として進めることや子どもの貧困対策への取組の必要性等の認識の下、子ども・子育て支援制度に基づいた施策の着実な実施や、放課後児童対策の充実、妊娠期から子育て期にかけての有機的で連続的な支援、育児休業期間中の経済的支援の強化、中高年世代の地域での子ども・子育て支援における活躍、社会的養護の一層の取組等の必要性を踏まえた対応が求められています。

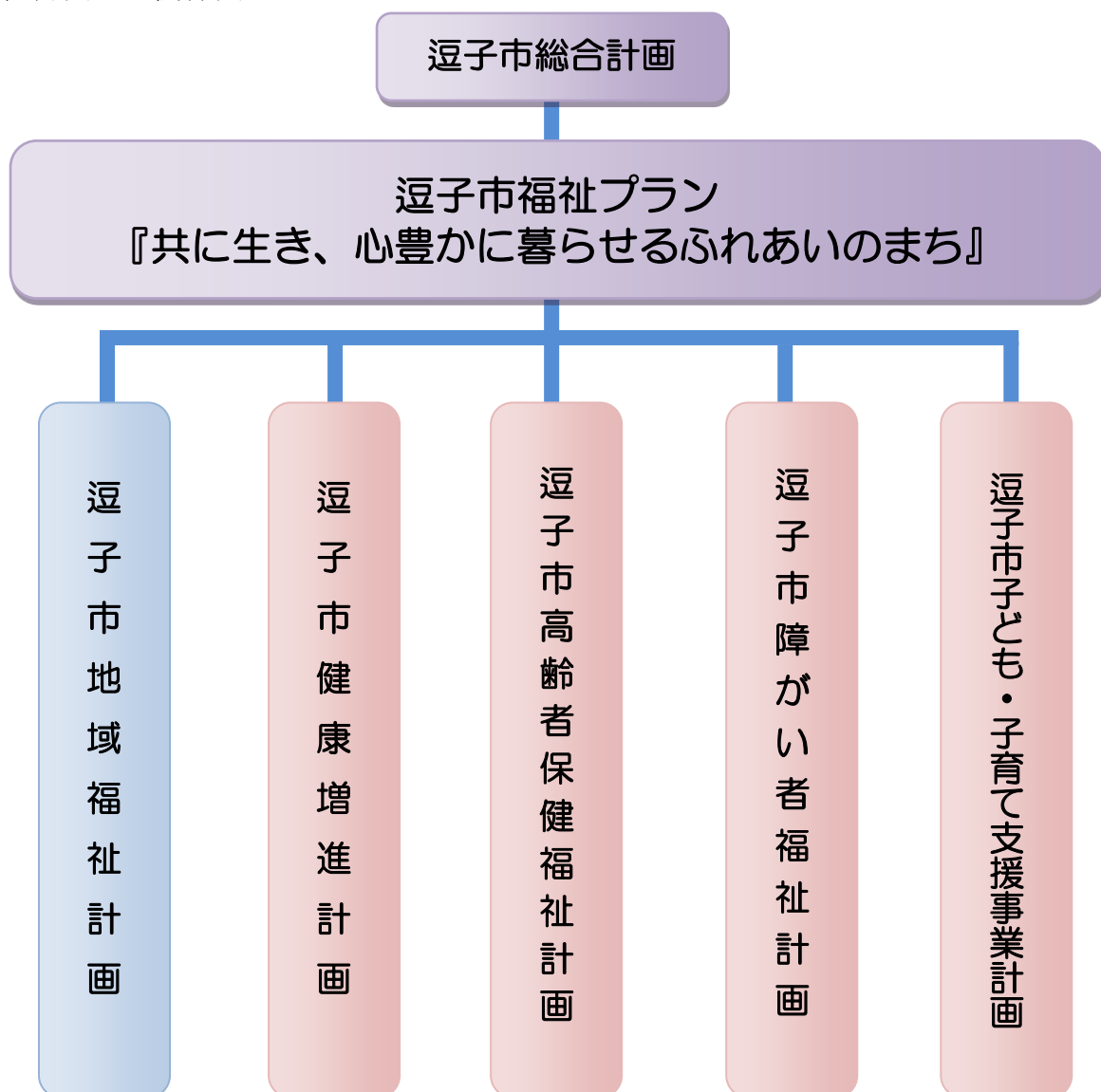
※ 「健やか親子21」とは 厚生労働省ホームページより

「健やか親子21」は、平成13年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんなで推進する国民運動計画です。母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤となります。安心して子どもを産み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子化社会において、国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るための国民の健康づくり運動(健康日本21)の一翼を担うものです。

## ○逗子市の行政計画全体との関係

◇「逗子市総合計画」を頂点として、「逗子市福祉プラン」を基幹計画として、本計画を個別計画とする三層構造で、本市全体の方針や各種施策との体系化と併せて、庁内各課事業との整合性や庁内各課や関係機関との連携を図ることとしています。

他計画との関係図



○平成 25 年から平成 30 年度までの審議経過

◇平成 25 年度

- ・子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について
- ・保育所保育料の見直しについて（30 年ぶりの見直し）

◇平成 26 年度

- ・逗子市として子ども・子育て支援計画策定のための検討
- ・市所有地を貸し付けによる認可保育所 1 園誘致することの意義と必要性について

◇平成 27 年度

- ・「公立保育園 1 園の民営化の可能性の検討」を市長よりの諮問への答申について

◇平成 28 年度

- ・家庭的保育事業の認可について
- ・小規模保育事業者の募集について
- ・保育所等の待機児童対策等について
- ・逗子市子ども・子育て支援事業計画の変更について
- ・放課後児童クラブにおける待機児童対策について

◇平成 29 年度

- ・保育所等の利用調整基準について
- ・保育所保育料の改定について
- ・放課後児童クラブの保育料の改定及び入所基準について
- ・小規模保育事業の認可について

◇平成 30 年度

- ・放課後児童クラブの保育料について
- ・保育所等の保育料について
- ・小規模保育事業設置・運営法人の募集について
- ・緊急財政対策に係る市民意見について
- ・放課後児童クラブ条例の一部改正について
- ・次期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
- ・放課後児童クラブの利用調整基準について
- ・平成 31 年度の保育所等待機児童対策について
- ・保育所の利用選考基準について
- ・小規模保育事業の認可について